⑼　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

㈠　区分５及び区分６　78単位

㈡　区分４　15単位

㈢　区分２及び区分３　５単位

ロ　夜間支援体制加算(Ⅱ)　10単位

別表第10の２のくからリまでを削り、同２の注中「利用者に対して」を「イについては、利用者に対して」に改め、同注を同２の注１とし、同注１の次に次のように加える。

２　ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、指定共同生活介護の利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第10の３中「26単位」を「45単位」に改め、同３の注中「第９」を「第８」に改め、同表第10の４の注中「、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援」を「若しくは就労継続支援」に改め、同表第10の５の注中「第17」を「第16」に改め、同表第10の９のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第10の９の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰(かくたん)吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰(かくたん)吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰(かくたん)吸引等を行った場合、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10に次のように加える。

10　通勤者生活支援加算　18単位

注　指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を加算する。

11　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、１から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10を別表第９とする。

別表第11の１のイの⑴中「400単位」を「447単位」に改め、同イの⑵中「328単位」を「376単位」に改め、同イの⑶中「256単位」を「304単位」に改め、同イの⑷中「180単位」を「229単位」に改め、同イの⑸中「115単位」を「165単位」に改め、同１のロの⑴中「309単位」を「352単位」に改め、同ロの⑵中「249単位」を「293単位」に改め、同ロの⑶中「188単位」を「232単位」に改め、同ロの⑷中「138単位」を「182単位」に改め、同ロの⑸中「99単位」を「144単位」に改め、同１のくの⑴中「255単位」を「291単位」に改め、同くの⑵中「207単位」を「244単位」に改め、同くの⑶中「158単位」を「195単位」に改め、同くの⑷中「121単位」を「159単位」に改め、同くの⑸中「92単位」を「130単位」に改め、同１のニの⑴中「231単位」を「265単位」に改め、同ニの⑵中「「186単位」を「220単位」に改め、同ニの⑶中「141単位」を「175単位」に改め、同ニの⑷中「109単位」を「144単位」に改め、同ニの⑸中「88単位」を「123単位」に改め、同１のニの次に次のように加える。

ホ　経過的施設入所支援サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

別表第11の１の注１の⑵中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「又は第14」を「、第13」に改め、「指定就労移行支援等」の下に「、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等又は第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等」を加え、同注１の⑶中「、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等若しくは第16の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等」を削り、同１の注２を同１の注３とし、同１の注１の次に次のように加える。

２　ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第11の１の注３の次に次のように加える。

４　当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算する。

イ　管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

⑴　利用定員が40人以下　27単位

⑵　利用定員が41人以上60人以下　22単位

⑶　利用定員が61人以上80人以下　15単位

⑷　利用定員が81人以上　12単位

ロ　配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

⑴　利用定員が40人以下　12単位

⑵　利用定員が41人以上60人以下　10単位

⑶　利用定員が61人以上80人以下　７単位

⑷　利用定員が81人以上　６単位